

# 衆議院国土交通委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 13 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

- 1 ①宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（内閣提出第 45 号）
- ②特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 18 号）
- ③土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 19 号）
  - ・小宮山泰子君外 3 名（立民、共産、有志、れ新）提出の①に対する修正案について、提出者小宮山泰子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・各案及び修正案について、斉藤国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣、務台環境副大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人並びに提出者足立康史君（維新）及び山本剛正君（維新）、修正案提出者小宮山泰子君（立民）及び高橋千鶴子君（共産）に対し質疑を行いました。（質疑者）渡辺周君（立民）、神津たけし君（立民）、高橋英明君（維新）、市村浩一郎君（維新）、石原宏高君（自民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）、古川元久君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 渡辺周君（立民）

- （1） 熱海市伊豆山地区での土石流災害について静岡県逢初川土石流の発生原因調査検証委員会が取りまとめた中間報告書を大臣が読んだことの確認
- （2） 県と市町村との連携を促すための対応についての政府及び修正案提出者の所見
- （3） 宅地造成等規制法改正案（以下「政府案」という。）における原因行為者と土地所有者の責任を明確にするための施行後の法の運用方針
- （4） 不法な盛土に対し、行政による命令を発動する基準を策定しておく必要性
- （5） 不法盛土の対応方法等を定めたガイドラインの策定期間の目途
- （6） 無許可事業者に対し、土砂搬入を阻止するための物理的な措置を講ずることの可否
- （7） 民間金融機関等の協力を得て事業者の資力について信用があるか確認し、情報を事前に関係機関と共有しておく必要性
- （8） 許可又は届出の受理に当たり審議会から意見聴取することに対する修正案提出者の見解
- （9） 威圧的で行政職員の身に危険を及ぼしうるような事業者に対し危険性を排除し行政手続が適切に行われるようにするための警察の対応方針
- （10） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに山地災害危険地区は政府案の規制区域として指定される見通し
- （11） 行政の現場には土木の専門知識を持った職員が少ないため、増員等の人材確保策について修正案提出者の考え方
- （12） 指定された規制区域の柔軟な見直しの可否及び規制対象となる一時的な堆積の場合の具体的な期間
- （13） 建設残土の最終的な受入地確保の具体策及びその実施のための制度の在り方についての修正案提出者の見解
- （14） 建設残土のトレーサビリティシステムの試行の結果が出る時期についての政府の認識並びに同システムの民間事業者への導入についての政府及び修正案提出者の見解
- （15） 基礎調査及び行政代執行の費用の全額を国が支出する可否
- （16） 盛土による災害の防止に向けた大臣の決意

## 神津たけし君（立民）

- （1） 盛土等の規制により保護を図る国民の財産
  - ア 政府案の目的に規定される保護を図るとする「国民の財産」の意味

- イ 特定盛土等規制区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により守る国民の財産の対象範囲
- ウ 国民の財産の対象を限定するのではなく、あらゆる国民の財産とすることに対する大臣の見解
- エ 人家等の大臣の定義
- (2) 山地災害危険地区
  - ア 山地災害危険地区の概要
  - イ 同地区においては民間の電力関連施設及び鉄道、道路、水道等の線状インフラを対象として含むことの有無
  - ウ 同地区において、官公署、公共施設、学校、病院、道路、工場、旅館、寺院、神社等の施設を対象として含む理由
- (3) 特定盛土等規制区域
  - ア 山地災害危険地区を自動的に特定盛土等規制区域に指定する必要性
  - イ 同区域の指定において、ライフラインを守るインフラが対象であることの確認
  - ウ 同区域の指定において、線状インフラを対象として加える必要性
- (4) 建設残土及び建設発生土
  - ア 建設残土に対する規制を政府案で規定していない理由
  - イ 建設発生土の指定利用等を工事発注者に義務付ける必要性
  - ウ 建設残土処分場を政府が整備する必要性
  - エ 建設残土置場の整備計画が土石流危険地域等に含まれる場合に、この情報を地域住民に説明する必要性及び当該危険な地域で行われた盛土への政府案施行後の対応方針
- (5) 建設発生土のトレーサビリティ
  - ア 「建設残土対策に関する実態調査」に基づく建設発生土のトレーサビリティに関する総務大臣から国土交通大臣に対する勧告の内容を省令改正で対応することの可否及び対応の現状
  - イ 建設発生土のトレーサビリティを確認できる書類（再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録）の保存期間を1年間から延長する必要性
  - ウ （一財）先端建設技術センターが作った建設発生土トレーサビリティシステムが再生資源利用計画の内容を全て網羅していることの確認及び網羅することによるシステムの有効性
- (6) 政府案施行後における地方自治体の対応
  - ア 政府案施行後における既に制定されている土砂条例の取扱い
  - イ 既に制定されている条例が残ることにより全国知事会が求めている全国一律の基準の設定ができない懸念
- (7) 許可対象規模未満の小規模な盛土を別々の法人が同じ地域で繰り返す悪質な行為についての対応方針
- (8) 土壌汚染対策
  - ア 重金属等を含む土壌汚染である要対策土が、地域の水資源や生態系に悪影響を及ぼした事例の有無
  - イ 平成22年に策定された「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」について、平成31年に改正された土壌汚染対策法を踏まえた改訂の必要性
  - ウ トンネル掘削由来の建設残土
    - a 土壌汚染対策法においてトンネル掘削由来の残土が対象外であることの確認
    - b 土壌汚染対策法に基づく溶出量基準を超えた場合における同残土の盛土としての使用の可否
    - c トンネル掘削由来の岩石を砕いた土が要対策土であった場合の安全性についての見解
- (9) 無許可工事の監視等
  - ア 森林における無許可工事を早期摘発するためのパトロール等の監視に係る対応方針
  - イ 地方自治体と警察とが連携した無許可工事の監視や取締りの強化に対する見解

高橋英明君（維新）

- (1) 特定土砂等の管理に関する法律案（特定土砂等管理法案）
  - ア 特定土砂等管理法案第2条第2項における大規模工事
    - a 大規模工事の定義を工事から発生する土砂等の見込み量が500万立方メートルを限度として政令で定める体積を超えるものとしているが、500万立方メートルを限度とした理由
    - b 500万立方メートルの土砂等の大きさのイメージ
  - イ 特定土砂等管理票の記載事項の内容
  - ウ 熱海市の土石流災害の前に同法案が施行されていた場合の災害防止の可能性
  - エ 土砂等を運搬する車両のナンバーや運転手の把握の必要性及び提出されている同法案のブラッシュアップを行っていくことについての見解
- (2) 土砂等の置場の確保に関する法律案（土砂等の置場確保法案）
  - ア 土砂等の置場確保法案に基づいて都道府県が設置する土砂等の置場は一時的な置場か最終的な置場かの確認
  - イ 同法に基づいて都道府県が設置する土砂等の置場には、同一県で発生した残土のみを受け入れることについての見解
  - ウ 都道府県が安価で土砂等の受入れを行うことによる民間業者の圧迫の懸念
  - エ 土砂等の置場を設置する都道府県に対する国の財政上の支援方法
- (3) 特定土砂等管理法案及び土砂等の置場確保法案の成立に向けた両法案の提出者（以下「衆法提出者」という。）の意気込み

市村浩一郎君（維新）

- (1) 静岡県熱海市における土石流災害
  - ア 平成19年5月の森林法に基づく県による土地改変行為の中止の指導等により災害を未然に防ぐことができなかった理由及び林野庁が考える改善点
  - イ 平成22年8月の廃棄物処理法に基づく県と市による指導により災害を未然に防ぐことができなかった理由及び環境省が考える改善点
  - ウ 盛土に係る関係機関等の連携体制を強化することに対する大臣の見解
  - エ 盛土に係る連携体制確保についての見解
- (2) 政府案における罰則
  - ア 現在個人が所有している熱海市の災害現場の盛り土について、政府案の罰則の対象となることの有無
  - イ 法人重科の新設により法人よりも罰金額が低い個人を土地所有者として罰則逃れをする懸念
  - ウ 盛土等を行う土地が法人所有の場合と個人所有の場合との許可要件の差異
- (3) 建設残土を運搬する違法改造車両
  - ア 建設残土の搬出をする違法改造車両への対応と取締内容
  - イ 警察を含めた関係部局で違法改造車両の取締りで得た盛土の情報を共有することに対する大臣の見解
- (4) 大阪府の条例にある土砂搬入の禁止区域設定の必要性に対する衆法提出者の見解
- (5) 禁止区域の設定による財産権の制限と憲法の関係についての衆法提出者の見解
- (6) 土砂のトレーサビリティの重要性についての衆法提出者の見解
- (7) 対象区域を限定しない盛土規制、土砂搬入の禁止区域の設定及び土砂のトレーサビリティ制度を政府案に盛り込むべきという考えに対する大臣の見解

石原宏高君（自民）

- (1) 建設発生土の置場を新たに行政が設ける必要性
- (2) 建設発生土の処分場の箇所数、受入能力及び運営者並びに処分場を監督している部署
- (3) 一般的な建設発生土の処分費用及び運搬費
- (4) 全国の建設廃棄物の量及びそのうちのコンクリート塊の量並びに建設廃棄物のうち再利用されているものと処分されているものの割合
- (5) 産業廃棄物管理票制度を参考として建設発生土のトレーサビリティの確保を図った場合の課題及び事業者の負担
- (6) 福島における除染で取り除いた土や放射線物質に汚染された廃棄物を対象に行っているトレーサビリティの方法及びその費用
- (7) 災害危険性の高い盛土の是正措置を地方自治体が行業者等に代わって行った場合の地方自治体に対する国の財政的な支援の負担割合及び地方財政措置の内容
- (8) 全国で実施が必要となる基礎調査の箇所数及びその内容並びに当該調査を行うために必要な地方自治体の負担額の総額、その負担額に対する国の支援及び地方財政措置の内容
- (9) 政府案において規制対象とされる土石の堆積
  - ア 溶岩の堆積並びに砂防ダム及び土砂処分場における堆積が土石の堆積に該当することについての見解
  - イ 規制対象となる土石の堆積の基準を周知する時期及びコンクリート片の堆積が土石の堆積に該当することについての見解
- (10) 再生利用されている建設発生土のうち海面埋立てに使用されている割合及び海面埋立てに使用されている建設残土、焼却灰、山から搬出された土の割合

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 熱海市で発生した土石流災害と同様の災害の発生防止のためにも、建設発生土の適正な管理について政府案と一体で立法化する必要性
- (2) 盛土に関してこれまでも地方自治体から全国一律の規制を求められていたことの認識の有無
- (3) 建設発生土
  - ア 建設発生土のトレーサビリティ制度
    - a トレーサビリティに係る規定が政府案に盛り込まれなかった理由
    - b これまでのトレーサビリティ制度に関する検討状況
  - イ 公共工事と同様に民間工事においても発注者が土砂の搬出先を指定する必要性
  - ウ 建設発生土の適正処理において発注者が果たすべき責任の在り方
  - エ 建設発生土の処理に関する費用
    - a 公共工事の積算における土砂を運搬するダンプ等の運転手の労務費の単価及び民間事業者も公共工事に準拠した積算を行う必要性
    - b 建設発生土の処理に関する費用の適正な支払における国土交通省が果たすべき責任
  - オ 建設発生土の仮置場（ストックヤード）
    - a スtockヤードの確保及び活用について国土交通省の把握状況
    - b スtockヤードに係る根拠法並びに堆積できる土砂の規模及び期間等の基準の必要性
    - c 政府案による規制区域の外にストックヤードの設置の可否及び設置できる場合に技術的基準の適用の有無
  - カ 現場内利用の促進等により建設発生土の抑制に努める必要性
  - キ リニア中央新幹線建設に伴う建設発生土
    - a 受入先が確保されている建設発生土について国土交通省の受入先の把握状況及び受入先が決定

- していない建設発生土の受入れの見通し
  - b 政府案に基づき都道府県知事が規制区域の指定をし、盛土等の許可に当たり国が関与しないことの確認
  - c 山梨県内の仮置場にある建設発生土の最終受入先への搬出の見通し
  - d 土砂災害の危険性がある場所等は建設発生土の仮置場として除外する必要性
  - e リニア中央新幹線のような大規模な事業の建設発生土については、情報公開を含め適正処理について政府が責任を持つ必要性
- (4) 盛土の禁止区域の創設が困難であるとする答弁の根拠とされた憲法第 29 条の財産権の保護の対象として想定する者の妥当性

#### 福島伸享君（有志）

- (1) 政府案の目的にある国民の財産の保護についての見解
- (2) 特定盛土等の定義
- ア 特定盛土等の定義として政令で定める事項について、規模等の要件が農地や森林等のそれぞれのリスクに応じて定められる必要性及び政令で定める同要件の概要
  - イ 森林や山地における特定盛土等の定義として政府案に基づき政令で定めることとなる事項と宅地造成等規制法の政令において定められている定義に係る事項との関連性
  - ウ 表土の剥ぎ取りや切土といった行為が政府案における規制対象となることの確認
  - エ 政府案の規制対象として盛土だけでなくあらゆる開発行為が該当することを周知する必要性
- (3) 特定盛土等規制区域の指定
- ア 居住者等の生命又は身体に危険を生じるおそれが特に大きいと認められる区域が特定盛土等規制区域と指定されるが、「生命又は身体に危害を生じるおそれが特に大きい」の意味
  - イ 土砂の流出が人家まで 500 メートル程の距離がある場合では生命又は身体に危害が生じるおそれが特に大きいに該当することの有無
  - ウ 盛土の崩落により下方にある川をせき止め、それが崩落することで人家に被害が及ぶおそれがある場合では生命又は身体に危害が生じるおそれが特に大きいに該当することの有無
  - エ 住民が特定盛土等規制区域の指定を求めることができる規定を政府案に入れる必要性
  - オ 市町村からの区域指定の申し出を都道府県が受け入れない場合の対応
- (4) 政府案の施行後に規制区域外において行われる行政代執行に対する国からの予算措置の可否
- (5) 盛土の届出を全国全ての地域とする必要性
- (6) 特定盛土等規制区域内における工事の規制
- ア 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積は原則届出制となっており、一定規模以上のものが許可制となっているが、届出の図面等の書類は、許可申請の書類と同一であることの確認
  - イ 届出に対する勧告を行う前に立入検査を行えるようにする必要性
- (7) 工事の許可申請に当たって工事主が行う住民への周知
- ア 工事の許可申請に当たって工事主は住民に工事の内容を周知するため必要な措置を講じなければならないとされているが、違反した場合の罰則の有無及び行わなかった場合の許可への影響
  - イ 周知するため必要な措置にチラシをポスティングすることを含むことの確認及び説明会の開催を必須とする必要性
- (8) 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準
- ア 森林における工事の技術的基準として政令で定めることが見込まれる具体的な事項
  - イ 技術的基準を予測が困難な森林の土砂災害において客観的に定めることの困難性及び許可の際の都道府県等の判断のために森林審議会のような専門家の意見を聴取する重要性
- (9) 政府案の施行前に行われた危険な盛土に対する対応方針

- (10) 悪意を持ってペーパーカンパニーをつくり土地所有権が重ねて移転している場合の罰則の効果
- (11) トレーサビリティ
  - ア 政府案附則の検討条項における改正後の施行状況等を勘案した検討の対象にトレーサビリティが施行状況等に含まれることの確認
  - イ トレーサビリティについて法規制を行う必要性についての衆法提出者の見解

**古川元久君（国民）**

- (1) 盛土の総点検の結果で危険な盛土と確認された箇所への対応
  - ア 盛土の総点検において不備があるとされた 1,089 か所について、具体的な場所及び問題とされた点を公表する必要性
  - イ 地方自治体による危険な盛土の是正への支援
    - a 危険な盛土について、地方自治体が詳細調査、応急対策及び抜本的な危険箇所対策を行う際の国の支援の在り方並びに支援を行う際の関係省庁間の関係性
    - b 国土交通省が責任を持って支援していくことの確認
    - c 国土交通省が関係省庁及び地方自治体に対して指示等の働きかけを行う必要性
  - ウ 危険な盛土への対応方法
    - a 危険な盛土についての詳細調査及び詳細調査を踏まえた対応の完了予定時期
    - b 危険な盛土のうち、急いで対応しなければならないもの等の区分けの完了予定時期
    - c 応急対策の決定時期
    - d 危険な盛土について、出水期前に国土交通省から地方自治体に早急な対応を指示すること及び周辺住民等に危険性を周知することに対する大臣の見解
- (2) 政府案により今後大規模な土砂災害が発生する危険性が無くなる又は少なくとも大幅に減少する抜本的な盛土対策となっていることに対する見解
- (3) 森林法や農地法等における盛土に関する規定を残した上で政府案において新たな規制をすることとした理由
- (4) 政府案が国土交通省と農林水産省の共管とされたことの妥当性
- (5) 法の執行に当たり国土交通省と農林水産省の両省の責任分担を明確にする必要性
- (6) 国民の命を守るという観点からゼロから検討し新たな法律を作ることについての大臣の見解
- (7) 政府案における違反行為に対する法人重科の規定が設けられたことにより、法人を計画的に解散するといった悪意のある行為が罰則の抜け道となる懸念